

中期計画 (2023-2027)



学校法人鎌倉女子大学

目次

建学の精神・目的	1
鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 中期計画	3
鎌倉女子大学中等部・高等部 中期計画	11
鎌倉女子大学初等部 中期計画	19
鎌倉女子大学幼稚部 中期計画	27

建学の精神

鎌倉女子大学は、「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を教育の目標に掲げ、学祖・松本生太先生により京浜女子家政理学専門学校として、昭和18年、横浜市に創設された。

戦災で灰燼に帰した学園の再建のため、学祖は、その後継者である学父・松本尚先生と共に、昭和21年、平和を求めて古都鎌倉に新しい教育の本拠地を見出した。

それ以来、本学は、昭和時代の京浜女子大学、平成の幕開けと共に、鎌倉ゆかりの大学にふさわしく鎌倉女子大学と校名を変更し、幼稚部・初等部・中等部・高等部・短期大学部・大学・大学院の一貫教育を行うことのできる総合学園として完成、今日に至っている。

教育の理念は、「感謝と奉仕に生きる人づくり」である。内に向かっては清らかな感謝の心を養い、外に向かっては逞しい奉仕の行いを促す、これこそが、古今東西の教育が求める永遠のテーマである。

人づくりのための教育の体系は、徳育・知育・体育の三位一体によって構成されている。その構造は、あらゆる生命を生み育む緑の天地を背景に「己を写す鏡（仁）」・「己を磨く勾玉（知）」・「己を鍛える剣（勇）」が配置された校章に象徴化されている。

また、人づくりのための教育の方法は、実践と理論の一致、体験と知識の合一を求める「ぞうきんと辞書をもって学ぶ」に置かれている。理論は実践を導き、実践は理論を証明し、体験は知識に生気を与え、知識は体験を整理し、共に協同して真実の理解に達するものである。

創設以来、校門での「一礼の姿勢」や修養の鐘にあわせた「黙想の時間」を慣わしにするのも、善い行いは習慣化することによって初めて身につくものだからである。

教える者も教えられる者も、互いに「人・物・時を大切に」、同じ教育の精神を共有する者として出会い、共に和敬の精神に立って切磋琢磨していきたい。

教育の理念	感謝と奉仕に生きる人づくり
教育の目標	女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養
教育の姿勢	人・物・時を大切に
教育の方法	ぞうきんと辞書をもって学ぶ
教育の体系	徳育（仁）・知育（知）・体育（勇）の調和

鎌倉女子大学 目的

鎌倉女子大学は、日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、高度にして専門的な学術及び応用の教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

鎌倉女子大学大学院 目的

鎌倉女子大学大学院は、鎌倉女子大学学則第6条第2項の規定に基づき、鎌倉女子大学建学の精神に則り、学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究することを通じて、精深な学識と専攻分野における研究能力を養い、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

鎌倉女子大学短期大学部 目的

鎌倉女子大学短期大学部は、日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

鎌倉女子大学高等部 目的

鎌倉女子大学高等部は、教育基本法及び学校教育法に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、中学校における教育の基盤の上に、心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

鎌倉女子大学中等部 目的

鎌倉女子大学中等部は、教育基本法及び学校教育法に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、小学校における教育の基盤の上に、心身の発達に応じて中等普通教育を施すことを目的とする。

鎌倉女子大学初等部 目的

鎌倉女子大学初等部は、教育基本法及び学校教育法に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、児童の心身の発達に応じて初等普通教育を施すことを目的とする。

鎌倉女子大学幼稚部 目的

鎌倉女子大学幼稚部は、教育基本法及び学校教育法に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中核としたその建学の精神に則り、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部 中期計画(2023-2027)

1. 教育活動

1-1 専門職養成の強化・充実を図る。

- ① 既存の免許・資格プログラムにおいて、高い免許・資格取得率を維持する。
- ② 専門職として社会で活躍する上で有効な新規の免許・資格プログラムを開設し、その充実を図る。
- ③ 大学から大学院までの公認心理師課程の充実を図る。

1-2 「学修者本位の教育」を推進するため、教育課程及び教育方法の充実を図る。

- ① ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーとカリキュラムとの整合性を確認する。
- ② 多様な進路や進路変更に対応できるカリキュラム編成・履修モデルを検討するとともに、学生が活用しやすい学部学科横断的な開講の方法を見直す。
- ③ GPAや学修ポートフォリオ等を活用することで、学生の学修成果を把握・可視化し、学生自身が学修成果を実感できる取り組みを実施する。
- ④ 学生の主体的な学修を促進するアクティブ・ラーニング等の授業形態や授業方法を拡充する。
- ⑤ PBL（課題解決型学習）や反転授業などのアクティブ・ラーニングを推進する。
- ⑥ 女子大学の強みとして、女性がリーダーシップを発揮できる機会（ゼミナール運営や各種活動）を充実させる。
- ⑦ 事前事後学習により主体的な学修を促進させるとともに、関連授業間で授業内容、課題量などを把握し、調整する。
- ⑧ 学生の主体的な学びを促すためのFD活動を推進する。

1-3 企業学習プログラムの充実を図る。

- ① 企業学習プログラムに該当する授業科目とともに各センター等で実施している講座や研修等を統合的に整理し、可視化して提示する。
- ② インターンシップ、サービスラーニングを推奨するとともに、コーオプ教育（企業と大学が連携した就労経験型学修）を開拓する。

1-4 外国語運用能力を高めるため、英語教育の充実を図る。

- ① 英語の授業科目の編成と授業方法を検討し、専門職に対して汎用性の高い内容に再編する。
- ② 民間英語検定試験の受験を推奨するとともに、検定試験の活用方法を検討する。

- ③ オンデマンド動画等を活用した英語学習プログラムを提供する。
- ④ 大学連携による英語強化プログラムの策定を検討する。

1-5 数量的スキルや情報リテラシーを高めるため、ICT・データサイエンス教育の充実を図る。

- ① ICTを専門分野で活用できる実践的スキルを身につけるための授業方法を検討する。
- ② ICTを活用した質の高い教育を実現するための全学的な計画を策定し、技術支援・教育支援を行う体制を整備する。
- ③ ICTを活用した双方向型授業や自主学習支援の方法を検討する。
- ④ 既存のデータ分析系の授業を再編し、データサイエンス科目群を設置するとともに、社会調査士等の資格認定課程を設置する。
- ⑤ 総合学園の強みを活かし様々な学齢期での適切なICT活用方法について研究し共有する。

2. 学生生活

2-1 学生の経済的支援の充実を図る。

- ① 学生の学内アルバイトや有償ボランティアのあり方を検討する。

2-2 学友会活動・課外活動を活性化し、学生同士の交流を促進する。

- ① 学友会活動の活性化に向け、活動内容及び活動成果・発表機会の充実を図る。
- ② 学生同士の交流を促進し、コミュニケーションの充実を図る。

2-3 多様な学生に対して個別に対応できる支援体制の充実を図る。

- ① 学生相談室の運営体制及び支援内容の充実を図る。
- ② 障害のある学生に対する支援方針の理解と周知を図り、全学的な協力体制のもと、学科・関連部署と連携した支援を行う。
- ③ 学生支援業務の多様化・専門化に対応できるよう、学内外の研修等による職員のスキルアップを図る。

2-4 学生の限られた時間を有効に活用でき、充実した学生生活を送ることができる環境を整える。

- ① 学生の学修時間や生活時間を継続的に把握し、学生が限られた時間をより有効活用できるようにするための施策を検討する。

2-5 アンケート調査を活用し、学生生活・学生支援の充実を図る。

- ① 学修環境・行動調査、学生相談室アンケート、学友会アンケート等の調査結果を反映し、学生生活・学生支援の充実を図る。

2-6 学生が心身の健康を維持・増進できる支援体制の充実を図る。

- ① 身体的理由から学生生活を送るうえで支援を必要とする学生に対し、全学的な協力体制のもと、学科や関連部署と連携して支援を行う。
- ② 学生が抱える健康上の問題を把握し、学生自身がその問題を理解し解決できるよう支援を行う。
- ③ 精神的な問題を抱えた学生に対してより充実した支援を行うため、学生相談室、学科、関連部署と協力する。

3. キャリア支援・就職支援

3-1 免許資格を活かしたキャリア支援の充実を図る。

- ① 教員採用試験対策講座を更に強化し、教員を多く輩出する。
- ② 教員の養成・採用・研修を一体的に捉え、キャリアステージを意識した就職支援の充実を図る。
- ③ 人生設計の中での免許資格をどのように有効に活用するのかイメージを提示する。
- ④ 教員、保育士、管理栄養士として活躍する卒業生等に現場の働きがいを持ってもらう機会を設ける。

3-2 民間企業就職希望者への就職支援の強化を図る。

- ① オリエンテーション、企業説明会及びキャリアガイドブックの充実により、就職指導の質の向上を図る。
- ② OGとのネットワークを活かした就職活動ができる体制を整える。
- ③ 現在の就職事情やサポート体制について、保護者に対して紹介を行う。
- ④ 学科における就職支援の充実を図る。

3-3 インターンシップを通じたキャリア形成支援の充実を図る。

- ① 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（三省合意）」に基づき、本学のインターンシップの取組・体制を見直し、インターンシップの機会・内容の充実を図る。

3-4 キャリア支援・就職支援の組織体制の強化を図る。

- ① キャリア支援・就職支援を全学的に一貫した対応で実施できる体制を構築する。

3-5 アンケート調査を活用し、キャリア支援・就職支援の充実を図る。

- ① 卒業生アンケート調査を継続的に行い、本学の卒業生の実態を把握する。
- ② 卒業生アンケート調査及び卒業生の就職先へのアンケート調査等を実施し、調査内容及び調査結果について公表するとともに、調査結果等を教育活動等の改善に反映させる仕組みを構築する。

3-6 情操教育の充実を図る。

- ① 豊かなライフキャリアを送るための取り組みとして、芸術や音楽に触れる講座を、継続的に実施する。

4. 学生の受け入れ

4-1 アドミッションポリシーに適合した学生を受け入れる。

- ① アドミッションポリシーに基づき、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」の学力の3要素を踏まえた入学者選抜方法へと見直す。
- ② アドミッションポリシーに沿った入学者選抜が実施できたか検証する。

4-2 高等学校新教育課程(2025年度新入生)に対応した入学者選抜方法に転換する。

- ① 探究学習に対応した選抜方法を検討する。

4-3 入学定員を確保するための新たな方策を計画する。

- ① 大学入学定員厳格化の基準緩和への対応として、歩留まり率アップの方策導入などを検討する。
- ② 受験生のニーズにあった、さらなる経済的支援制度の導入を検討する。
- ③ 大学院で取得可能な免許資格の意義を周知し、免許資格取得を希望する入学者を増やす。

4-4 18歳に限定しない、多様な学生を受け入れる方策を計画する。

- ① 社会人等を対象にしたカリキュラムを検討する。

4-5 学生募集広報の新たな方策を計画する。

- ① ネット広告と学生募集の効率的な手法を開発し、リスティング広告の強化、SNSの有効活用などを検討する。
- ② 学科の個性・特色を発信できる広報手段を検討する。

5. 研究活動

5-1 大学の強みと特色を活かした研究活動を促進する。

- ① 学部・学科を超えた分野横断的な研究活動を推進する。
- ② 女子大学の特性を活かした女子教育の研究を推進する。
- ③ 産官学連携による共同研究を推進する。

5-2 研究成果を積極的に発信し、社会に還元する。

- ① 研究成果をホームページ等に掲載するとともに、各種媒体・学術研究会・シンポジウム等を通して、情報発信する。
- ② ソーシャルメディアなどを活用し、研究成果を国内外へ積極的に情報発信する。
- ③ 研究の知見を活かし、教育・就職・社会連携活動・広報に活かす。
- ④ 学生が教員の研究活動について知る機会を設ける。

5-3 外部資金の申請・採択率向上を図る。

- ① 外部資金獲得の重要性に対する教員の意識向上のための施策を検討する。
- ② 外部資金獲得のための申請手続きの支援体制を強化する。

6. 社会連携／広報

6-1 地域コミュニティの拠点となるための取り組みの強化を図る。

- ① 大学施設・資源を活用し、地域社会の教育・活動を支援する。
- ② キャンパスの美しさ、立地の良さを活かし、近隣の団体・企業の研修地として利用してもらう。
- ③ 学生ボランティアや教職員の派遣など、地域連携を推進する。
- ④ 地域の安全・安心対策・環境対策に貢献する。
- ⑤ 鎌倉市等の地域との連携強化を推進する。

6-2 本学が養成する専門職のネットワークの拠点となるための取り組みの強化を図る。

- ① 教員・保育士・管理栄養士として働く卒業生の情報交換会などを開催し、大学を情報共有の場・情報発信の場としていく。
- ② 本学が養成する専門職の現場と本学教員との共同研究プロジェクトの機会を設ける。
- ③ 各地区校長会や研究会との連携、教育委員会等の研修の場、県内の優秀な教員による講演、授業づくりに役立つ資料の蓄積により、教員養成の拠点となる。

6-3 女性の社会参画を後押しするための学びの機会を提供する。

- ① ライフステージに応じた生涯学習講座・リカレント講座を開設する。

6-4 産学官連携・地域連携の推進・活性化を図る。

- ① 産官学・地域連携の推進のための全学的な組織体制を見直す。

6-5 本学の魅力を発信するための広報及びブランディングの強化を図る。

- ① ソーシャルメディアを活用し、大学の教育・研究活動を国内外に発信する。

- ② 鎌倉の知名度・ブランド・立地を活かし、古都鎌倉にある女子大学の魅力を最大限にアピールする。

7. 管理運営

7-1 内部質保証体制の確立及びIR機能の拡充を図る。

- ① 内部質保証の機能性を高めるための自己点検・評価の実施方法を見直し、大学の改善・改革を推進する。
- ② IRの実施体制を見直し、内部質保証に資するデータの集約・整理・分析の方法を検討する。
- ③ アセスメントプランに基づき、学生の学修成果及び大学の教育成果に関する情報を収集・分析し、内部質保証を図る。

7-2 ガバナンス機能の強化及びコンプライアンスの徹底を図る。

- ① 組織倫理等に係る学内諸規程について、教職員に周知徹底する。
- ② ガバナンスコード作成のための情報収集を行い、作成に着手する。

7-3 危機管理体制の充実・強化を図る。

- ① 想定しうるインシデントごとに、現在の危機管理体制を見直す。
- ② 見直しを図った内容を学内諸規程に反映させ、学内諸規程を教職員に周知徹底する。

7-4 教職員の資質・能力向上のための人材育成を推進する。

- ① 事務職員を対象に階層別研修を実施し、経験年数・役職に応じたビジネススキルの習得を促進する。
- ② 自己研鑽のための研修を奨励し、キャリアアップ・スキルアップを目指す教職員を支援する。

7-5 事務組織体制の機能強化を図る。

- ① スリムで効率的かつ機動的な事務組織体制を構築する。
- ② 他部署とも協力・連携しやすい事務組織体制を整備する。

7-6 計画的に施設設備を整備し、快適な学修環境を整える。

- ① 施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規則・運用方針・運用計画・管理体制に沿って運用するとともに、その効果について評価・改善を図る。
- ② 施設設備の修繕・更新含め長期保全計画を年度ごとに見直す。
- ③ 施設設備の安全性（耐震など）の確保及び施設設備の利便性の向上のため、照明設備のLED化、空調設備、防火設備の更新を行い、天井部分の耐震化を検討する。

7-7 ICTを活用した学修環境の充実及び有効活用を図る。

- ① ICTを活用した質の高い教育を実現するための全学的な計画に基づき、ICT環境の充実に向けた整備計画を策定する。
- ② 教職員のICTリテラシー・スキルの向上を図る。

7-8 図書館機能の充実及び有効活用を図る。

- ① 電子資料(電子ブック、電子ジャーナル、オンラインデータベース)の所蔵数・契約数を増加させ、ガイダンスでの適切な利用指導によって利用促進を行う。
- ② 上映会サポート、団体貸出サービスの周知・推進、授業で使用する学術コンテンツの著作権にかかわる情報提供（著作権法第35条改正関連）等について、授業との連携を行う。

7-9 教育研究活動や学生支援の充実を図るために安定的な財務基盤の維持・強化を図る。

- ① 学生生徒等納付金、外部資金、寄付金等の収入の増額、人件費の抑制、経費の削減、内部留保の確保等により、安定した財務基盤を持続する。
- ② 奨学金等の経済的支援の充実に向けた方策を検討する。

7-10 卒業生との連携・交流の強化を図る。

- ① 和敬会と協力・連携し、卒業生が大学に集まる機会を提供する。
- ② 和敬会と協力・連携し、卒業生における職種ごとの繋がりが構築できる機会を提供する。

鎌倉女子大学中等部・高等部 中期計画（2023-2027）

1. 教育活動

1-1 教育課程の実施に必要な、教科等の年間指導計画や週案などを適切に作成するとともに、教科等の指導体制を整備し、授業時数の配当を適切に行う。

- ① 中等部・高等部6年間を見越した各教科の指導計画の構築を図り、本校の実態に即した教科教育を行う。
- ② 新学習指導要領に対応し、改訂した教育課程を基に、国際教養コースとプログレスコースの特色ある教育活動を実施する。
- ③ 学習指導要領の改訂に適切に対応するために、各教科で授業進度や内容を「シラバス」として作成し、シラバスに基づいた教科・科目ごとの週案、教材研究を行い、日々の授業を展開する。
- ④ 「年間学習指導計画」どおりに授業を進められるよう、「シラバス」の見直しや学習指導のあり方について検討する。
- ⑤ 授業時間数の確保のため、行事の見直しを検討するとともに、短縮授業や半日授業などで、可能な限り行事日も授業を行う。

1-2 学習指導要領や学則にのっとり、中等部・高等部全体として、生徒の発達段階や学力、能力に即した指導を適切に行う。

- ① 国際教養コースでは、基礎的な学力だけでなく、国公立大学や難関大学へ合格できる学力を育成する。
- ② プログレスコースでは、基礎的な学力を定着させ、苦手教科をなくすように支援し、鎌倉女子大学への内部進学や4年制私大に合格できる学力を育成する。
- ③ 中等部では、英語や数学を中心とした習熟度別授業の展開、高等部の国際教養コースでは、内進生と外進生に分けて授業を展開することで、生徒の発達段階や学力、能力に即した指導を展開する。
- ④ 特別委員会を中心に学習時間や模擬試験の結果、英検の取得状況などを調査・分析することで、生徒の学習状況を把握し、授業改善や個々の生徒への指導に活用する。
- ⑤ 国際教養コース・プログレスコースとともに、ネイティブの教員の配置や体験的な学習などを通して異文化理解教育や英語教育の充実を図る。

1-3 体験的な学習や問題解決的な学習、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習を適切に行う。

- ① 生徒の実践力を向上させるために、教科横断的な学習として、様々な学習プログラムを実施し、体験的学習、参加型学習、課題解決学習等を展開する。

- ② 各教科の授業において、教員の一方的な「教え込みの授業」だけではなく、グループごとに課題に取り組んだり、討論の場を設け、発表したりする授業に取り組む。

1-4 発問、板書、指名など、各教員の指導性を各教科の授業において適切に発揮する。

- ① 生徒の基礎力と思考力を向上させるために、発問、板書、指名など、授業改善に取り組み、各教員の指導技術を向上させる。

1-5 視聴覚教材や教育機器、コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業を行う。

- ① 電子黒板やタブレット等のICT機器を、各教員が授業で活用できるようにするため、活用事例とその効果を教科で共有し、効果的な活用を推進する。
- ② 各種ICTアプリケーションを利用して、生徒の学び直しや授業の予習・復習、各種検定の対策に利用する。

1-6 学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進に取り組む。

- ① 各教科の授業や中等部の道徳、総合的な学習の時間、高等部の総合的な探究の時間の授業と連携した、図書室運営を行う。
- ② 読書活動の推進として、新入生に対して図書室ガイダンスを行ったり、新着本案内の掲示を行ったりする。

1-7 学校行事、委員会活動などを、適切な管理体制及び教職員全体の協力体制の下に実施する。

- ① 生徒の実践力の向上を目的に、学校行事や委員会指導に計画的に取り組む。
- ② 学校行事、委員会活動などにおいて、生徒の安全を第一に考え、起こり得る危険を想定し、危機管理に努める。

1-8 部活動など教育課程外の活動を、適切な管理体制及び教職員全体の協力体制の下に実施する。

- ① 部活動を教育活動の一環と捉え、生徒の思考力・実行力を育むための指導に取り組む。
- ② 計画的な活動を実現するために、各部活動で、活動計画、予算計画を作成する。
- ③ 部活動における事故防止、事故発生時、事故後についての対策を事前にまとめることにより、事故を未然に防ぐ工夫をし、万が一事故が発生した場合においても速やかに安全対策や応急手当ができる準備を整える。

- ④ 必要な場合は、顧問だけでなく、他の教職員も部活動の指導に協力する。

1-9 併設校3部の連携・協力のための取組を行う。

- ① 併設校3部において、行事や授業等の機会を通して可能な範囲で連携しつつ教育活動を推進する。
- ② 併設校相互の連携を図るために、定期的に三部長会を開催する。
- ③ 幼稚部と中等部では、みどり祭での補助をはじめ、家庭科の授業において連携を図る。
- ④ 中等部、高等部では、それぞれの発達段階を踏まえ、教科において中等部での学びが高等部につながるように配慮するとともに、校友会活動や各行事においても学年ごとの役割をもたせた上で上級学年につなげる。
- ⑤ 中等部では、高等部進学者を対象にガイダンスを実施することで、学習意識を高め、早い段階で高等部に向けた学習準備に取り組ませる。

1-10 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部との連携に関する取組を行う。

- ① 教育実習、教育実践フィールドワーク等において大学との連携を図る。
- ② 高等部では、鎌倉女子大学に進学を希望する生徒のための高大連携講座をはじめ、進学決定者のための特別授業や申し送りを通して円滑な接続を図る。

2. 生徒指導・保健管理・安全管理

2-1 中等部・高等部全体で生徒の状況についての理解を共有し、生徒指導に取り組む体制を整備する。

- ① 計画的な生徒指導を行うために、生徒指導計画を作成し、生徒指導ハンドブックを編集・発行する。
- ② 全教職員が生徒の状況を共有するために、職員会議において各学年の生徒状況を報告する。
- ③ 自己内省を促すために、修養の鐘（黙想）の指導、入学座禅等を計画・実施する。
- ④ 社会性を育てるために、日直・週番活動の指導、礼儀・挨拶の指導、立居振舞講座を計画・実施する。
- ⑤ 道徳性を育てるために、中等部では特別な教科道徳、高等部では公民科・特別活動を中心として、教育課程を編成し、実施する。
- ⑥ 生徒指導の実践に際し、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、教員研修を計画・実施する。
- ⑦ 「学校いじめ防止基本方針」を見直し、全教職員でいじめ防止に取り組む。

2-2 生徒指導のための教育相談を計画的に行うとともに、スクールカウンセラー等との連携を効果的に行う。

- ① 生徒や保護者の学校生活についてのニーズや実態を把握するために、生徒アンケート、二者面談、三者面談を実施し、指導・助言を行う。
- ② 教員、保健室、スクールカウンセラーの連携を実現するために、教育相談委員会を実施する。
- ③ 生徒一人ひとりの生活状況や心身の状態に関する情報を共有し、生徒の変化に迅速に対応する。

2-3 法定の学校保健計画を作成し、生徒の保健管理、保健教育を適切に実施する。

(中・高等部)

- ① 生徒の健康意識の向上のために、保健講話や健康診断を実施する。
- ② 保健センターと連携して学校保健計画を作成し、教職員で共有し、適切に実施する。
- ③ 救急体制、健康診断の実施、学校環境衛生等の見直しについて、保健センターと連携して取り組む。

(保健センター)

- ① 学校保健計画に基づき、生徒の保健管理、保健教育を適切に実施する。
- ② 校内外の組織と連携し、心身の健康に関する指導の充実を図る。

2-4 法定の学校安全計画を作成し、適切に実施するとともに、学校事故や不審者の侵入等の緊急事態発生時に適切に対応できるよう、危機管理マニュアル等を作成し、活用する。

- ① 緊急事態発生時に適切に対応できるよう、学校連絡網・登下校メールシステム・一斉メール配信を運用する。
- ② 学校安全計画及び防災・防犯マニュアルを作成し、教職員で共有し、適切に実施する。
- ③ 交通安全・防犯を含めた通学についての指導を行う。
- ④ 避難訓練の運営協力・指導を行う。

2-5 学校防災計画を作成し、適切に実施する。

- ① 防災管理を意識した消防計画を整備し、防災訓練等を通じて有事における基本行動の周知を行い、岩瀬キャンパス全体の安全確保に努める。
- ② 必要に応じて消防署や警察署等関係機関と連携を図り、状況に応じた防災対策に適應する。
- ③ 各家庭にも防災意識を高める様情報を提供し、災害時における基本行動の徹底を図る。

3. キャリア教育（進路指導）

3-1 中等部・高等部全体として組織的にキャリア教育（進路指導）に取り組む。

- ① 計画的・組織的にキャリア教育に取り組むために、「キャリア教育プログラム」を実施する。
- ② キャリアプランニング能力の育成のために、キャリア講演会、女性のための教養講座等を計画・実施する。
- ③ 人間関係形成・社会形成能力の育成のために、コミュニケーション講座、エンカウンター学習プログラムを計画・実施する。
- ④ 課題対応能力の育成のために、職業体験を計画・実施する。

3-2 生徒一人ひとりの理解を深めるために必要な資料や、進路情報を適切に収集し、活用するとともに、進路相談（キャリア・カウンセリング）を適切に実施する。

- ① 生徒の学力や学習状況を把握するために、模擬試験を実施し、結果に基づいて進路指導を行う。
- ② 生徒や保護者の進路についてのニーズを把握するために、進路希望調査、二者面談、三者面談を実施し、指導・助言を行う。
- ③ 適切な進路選択のために、進路ガイダンスを計画・実施する。
- ④ 生徒が自己実現に向けた進路計画を考え、主体的に進路に向き合うために、進路指導を計画・実施する。
- ⑤ 生徒の大学進学への意識向上や最新の大学情報の収集のために、合同説明会、見学ツアーを計画・実施する。
- ⑥ 進路情報の収集・活用・発信のために、進路相談室・自習室・掲示板・教育プラットフォーム（Classi）等の計画的な運用に取り組む。
- ⑦ 生徒のキャリア相談・進学相談・受験相談のために、進路相談室を活用する。

4. 生徒の受け入れ（入試広報活動）

4-1 中等部・高等部の教育活動について、説明会の実施、学校案内の配付、ホームページの活用など、多様な媒体を用いてわかりやすく提供する。

- ① 校内での学校説明会、授業体験、クラブ体験、学校見学会等を開催し、中等部・高等部の教育活動を広報する。
- ② 校外の入試イベントでの学校説明会、公立中学校訪問、塾訪問を行い、中等部・高等部の教育内容や入試要項などを広報する。
- ③ ホームページを通して、中等部・高等部の教育活動や入試についてのタイムリーな話題を発信する。

- ④ 学校案内パンフレット等を通して、中等部・高等部の教育活動等をわかりやすく発信する。
- ⑤ 中学受験に関心を持つ受験生や保護者に広く中等部について知ってもらうために、教育関連雑誌等に学校情報を広告掲載する。
- ⑥ 受験生等に対して、ダイレクトメールの送付、学校案内等の送付などを行い、学校の情報を発信する。

4-2 入学試験を公正かつ適切に行うとともに、入学定員及び収容定員に沿って在籍生徒を適切に確保する。

- ① 入試問題を適正かつ効率的に作問し、採点を適切に行うために、運営組織の中に入試作問委員会を設置する。
- ② 出願日、試験日及び入学手続日を適切に設定し、募集要項を作成し受験生に発信する。
- ③ 合格者の判定を公正に行うために、運営組織の中に入試判定委員会を設置する。

5. 研修・研究（資質向上の取組）

5-1 授業研究を継続的に実施することを通じて授業改善に取り組むとともに、校内研修・校外研修の課題を適切に設定し、実施することで教員の資質・能力の向上を図る。

- ① 各教員が授業力向上のためのテーマを持って、研究・研修に取り組み、その途中経過や成果を年2回の授業公開週間等で示す。
- ② 生徒による授業評価を実施する。
- ③ 教員の資質向上や授業改善を目的に、外部有識者なども含めて校内研修を計画・実施する。
- ④ 教員の資質向上や授業改善を目的に、校外の研修等を紹介する。

6. 保護者・地域社会等との連携

6-1 保護者が中等部・高等部に協力できる体制（教育ボランティア等）を整える。

- ① 保護者が行事等を通じて、学校運営に協力できる体制を整える。

6-2 生徒・保護者の中等部・高等部への満足度や要望を把握するための取組を行うとともに、教育相談体制を整備し、生徒・保護者から寄せられた具体的な意見や要望に、適切に対応する。

- ① 生徒の満足度や要望を把握するために、生徒アンケートを実施し、学校運営、教育活動の改善に生かす。
- ② 保護者の要望を把握するために、保護者会・三者面談等を実施する。出された意見等を集約して、学校運営、教育活動の改善に生かす。

6-3 学校便りや学級便りの発行など、保護者を対象とした情報の伝達・公開を適切に行う。

- ① 各学年で学年だよりを発行し、保護者に日頃の教育活動の状況を伝える。
- ② 中等部・高等部ホームページ、一斉メール配信を活用し、保護者に必要な情報を知らせる。
- ③ 養護教諭が保健だよりを、カウンセラーが相談室からのお知らせを、毎月発行する。

6-4 地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源を活用する。

- ① 中等部の鎌倉学習プログラムでは、鎌倉の自然、文化財、まちづくりをテーマに、鎌倉市役所、NPO、鎌倉国宝館等と連携して体験学習を行い、2年生の国際学習プログラムでは、神奈川県立地球市民かながわプラザ等で体験学習を行う。
- ② 高等部のESD実践プログラムでは、鎌倉の各地域の課題について知り、その解決に向けたプロジェクトを考え、地域の方にプロジェクトを提言する学習を行う。
- ③ ユネスコスクールの活動を通じて、地域の自然や文化財に関わる活動を行う。

7. 管理運営（組織運営・教育環境整備・事務支援体制）

7-1 部長（校長）など管理職は、適切にリーダーシップを発揮し、他の教職員から信頼を得る。

- ① 中等部・高等部の特色ある教育活動を教職員が理解し、共有するために、部長は教育活動の重点取組分野を設定し、各プラン・学習プログラムの策定・見直しを行う。
- ② 学校マネジメントを行うために、部長は中期学校経営プランを策定し、教職員に明示する。
- ③ 年度初めに部長より、中期計画の当年度に関する事業計画等を提示し、教職員に周知する。
- ④ 効率的な学校運営を行うために、次長は情報収集、人材育成、各組織間の調整等に取り組む。

7-2 校務分掌や主任制を適切に機能させ、組織的な運営・責任体制を整備するとともに、職員会議等を学校運営において有効に機能させる。

- ① 教職員が担当する校務の内容と責任を明確にするために、校務分担一覧表を作成する。
- ② 組織的な校務を行うために、各主任は、教職員間の連絡調整及び職務に関する事項について指導、助言を、責任をもって実施する。
- ③ 計画的に会議を行うために、運営会議、職員会議、分掌会議、学年会議、教科会議、担当者会議等を定例化し、行事予定表に明記する。
- ④ 各組織の行事や事業の運営・改善のために、必ず実施計画・運営計画を作成するとともに、実施後すぐに改善点を明確にし、次年度のために、実施計画・運営計画を修正する。

7-3 多様な学習内容・学習形態などに対応した施設・設備を整備し、適切に活用する。

- ① 音楽室、美術・工芸室、書道室、情報処理演習室、調理実習室、家庭科室（被服）、物理・地学室、化学室、生物室など各特別教室を有効活用する。
- ② 各教室に設置された電子黒板や、iPadなどの機器を活用した授業を行う。

7-4 施設・設備の安全・維持管理のための点検及び整備を行う。

- ① 年次、月次、日常の点検による施設設備の安全管理を行う。
- ② 生徒がより快適な環境で学校生活を送れるよう、施設整備の中期計画を見直し、環境整備を行う。

7-5 中等部・高等部の教育活動における支援を適切に行う。

- ① 日常業務における事務支援体制全体の強化を図る。
- ② 中・高等部事務室内で対応している各種証明書の発行手続きや襟章の販売等の事務処理について、事務の合理化を行うよう検討する。
- ③ 中等部・高等部の入試・広報活動の支援を行う。

鎌倉女子大学初等部 中期計画（2023-2027）

1. 教育活動

1-1 教育課程の実施に必要な、教科等の年間指導計画や週案などを適切に作成するとともに、教科等の指導体制を整備し、授業時数の配当を適切に行う。

- ① 初等部教育課程の確実な実施のために、学則で規定した年間授業時数を確保し、学年単位で授業計画、教材研究等を行い、各学年の教科等実施計画や週案に基づき日々の授業を実施する。
- ② 実際の授業が、各教科等の目標から見たときに、児童の成長した姿としてどれだけ実現しているのかを常に評価し、授業改善に結びつけていく。
- ③ 学級担任と各専科担当との日常的なコミュニケーションを活性化し、児童の成長を組織として共有していく。

1-2 学習指導要領や学則にのっとり、初等部全体として、児童の発達段階や学力、能力に即した指導を適切に行う。

- ① 学習指導要領や学則の授業時間数や内容については確実に実施していく。
- ② 児童の発達段階を考慮しながら、初等部の目指す「ていねいできめ細やかな授業」を全教員が日常的に意識し実践し、学力向上に結びつけていく。
- ③ 「英語科」「外国語活動」については、実績を基に発展的な内容についても積極的に取り扱うようにしていく。

1-3 体験的な学習や問題解決的な学習、児童の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習を適切に行う。

- ① 総合的な学習の時間をはじめ、教科の学習においても問題解決的な学習を取り入れ、学びに向かう力・人間性、主体的な学習態度を幅広く育成していく。
- ② 様々な体験を通じた人間関係づくりをはじめとする他との協調性を育むために、特別活動をより充実させていく。

1-4 発問、板書、指名など、各教員の指導性を各教科の授業において適切に発揮する。

- ① 初等部の目指す「ていねいできめ細やかな授業」を実現していくため、全ての教科等において、発問、板書、指名等の工夫をはじめ、個々の教員の持ち味を十分に発揮できるようにしていく。

- ② 毎時間、意図的計画的な質の高い授業を目指し、特に、「授業の残り5分」まで疎かにしない授業展開をしていく。
- ③ 「5時間目の1年生」を合言葉に、全児童が何時でも集中して学習することができる授業内容、方法等を日常より工夫し実践していく。
- ④ 「全教科等バランスよく」取り組めるよう、児童の興味・関心を大切にした授業展開を日常化していく。

1-5 視聴覚教材や教育機器、コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業を行う。

- ① 主体的な探究活動、学習者同士のコミュニケーションと学び合いを日常的に可能とするために、書画カメラや電子黒板、iPad、パソコン等の教育環境を充実させるとともに、そのことによって学力の定着と向上を目指していく。
- ② ICTアプリケーション等について、積極的に情報収集し、随時教育活動への導入を検討していく。

1-6 学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進に取り組む。

- ① 教科等の横断的・総合的な学習を促進するために、図書館の積極活用を進めていく。
- ② 児童の主体的な学習を促進するために、学校図書館が情報発信センターとしての役割を果たせるよう必要な環境整備をしていく。
- ③ 全学級において、週に1回程度、司書教諭による学校図書館での授業を行い、図書館の計画的な利用及び読書活動の推進に努める。
- ④ 放課後の図書館開放を充実させ、図書館の有効活用を図る。
- ⑤ 休み時間の図書館利用を促進するために、児童が主体的に活動できる「図書委員会」を活性化していく。
- ⑥ 学校図書館に留まらず、他図書館についての様々な情報を得る機会をつくり、図書館相互の連携を図り、更なる計画的な利用及び読書活動の推進に努める。

1-7 学校行事、クラブ活動、委員会活動などを、適切な管理体制及び教職員全体の協力体制の下に実施する。

- ① 学校行事、クラブ活動、児童会活動を通して、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方が身に付くようにしていく。
- ② 自主的、実践的な活動を通して身に付けたことをいかして、よりよい人間関係を築いたり自己実現を図ろうとする態度を養ったりすることができるようにしていく。
- ③ 建学の精神のもと、可能な限り児童の自主性を尊重し、バランスのとれた教育活動としていく。
- ④ 学校行事、クラブ活動、児童会活動が安全に運営できるよう全教職員で指導上の留意事項などを確認して指導に当たる。

1-8 併設校3部の連携・協力のための取組を行う。

- ① 併設校3部の情報共有を計画的に進める。
- ② 感染症対策を十分に行った上で、初等部児童と幼稚部園児の交流活動を計画的に実施していくとともに、初等部児童と中・高等部生徒との交流活動を立ち上げ実施していく。
- ③ 初等・中等教育統括部長のもと、併設校間における内部進学者を増やす取り組みを強化していく。
- ④ 初等部と幼稚部の教職員研修会を計画的に実施していく。

1-9 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部との連携に関する取組を行う。

- ① 大学生の教育実習については、可能な範囲で積極的に受け入れていく。
- ② 大学生や大学院生の授業や研究の一環としての初等部における授業参観とそれに関する初等部教員のレクチャー等をこれまで以上に実施していく。
- ③ 初等部教員の授業力向上のための授業研究会の講師として大学の教員を招聘し、指導を受ける機会を増やしていく。

2. 児童指導・保健管理・安全管理

2-1 初等部全体で児童の状況についての理解を共有し、児童指導に取り組む体制を整備する。

- ① 「品位ある児童」の育成を目指し、組織的に一貫性のある児童指導を行う。
- ② 児童指導と保健指導、安全指導の充実を図り、「安全で安心」な教育環境を整える。
- ③ 自ら考え、自主的・自律的に行動でき、自らの言動に責任がもてる児童の健全育成を行う。
- ④ 社会の一員としての意識を身に付けた児童の育成を行う。
- ⑤ 「いじめ防止基本方針」を基に、いじめの未然防止に努める。
- ⑥ 児童指導・生徒指導について併設校間における必要な情報交流と情報管理を行う。

2-2 児童指導のための教育相談を計画的に行うとともに、スクールカウンセラー等との連携を効果的に行う。

- ① スクールカウンセラーとの日常的な連携を基に、児童の心理的な状況把握等を行い、必要に応じてサポート体制を構築していく。
- ② 外部関連機関との連携時においても、必要な場合はスクールカウンセラーとの連携を行う。
- ③ 児童指導等の研修会実施時には、スクールカウンセラーも参加し、必要に応じて助言を受ける。

2-3 法定の学校保健計画を作成し、児童の保健管理、保健教育を適切に実施する。

(初等部)

- ① 学校保健計画を基に、月ごとの保健目標実現に向け、各学級で実践し、保健行事、保健管理、保健指導等を円滑に進めるとともに、都度必要に応じて改善を図る。
- ② 感染症対策と対応、食物アレルギーへの対応等について、養護教諭との情報連携を日常化し、対応方針を明確化するとともに、年間を通して必要な研修を計画的に実施する。
- ③ 日常の健康観察、疾病予防、自己健康管理能力向上のための取組、健康診断等を適切に行う。
- ④ 学校環境衛生基準に基づいた適切な管理を行う。

(保健センター)

- ① 学校保健計画を基に適切な保健管理や保健教育を実施する為に、毎年PDCAサイクルを実践し、児童の実態や時代に合った形に変えていく。
- ② 危機管理対策や感染症対応について、初等部と連携し、必要に応じた見直しを行い、対応方針を明確にする
- ③ 自己健康管理能力向上のために、健康診断、日々の健康観察を適切に行い、疾病やけがの予防に焦点を当てた意識変革から行動変容を促す取り組みを見出す。

2-4 法定の学校安全計画を作成し、適切に実施するとともに、学校事故や不審者の侵入等の緊急事態発生時に適切に対応できるよう、危機管理マニュアル等を作成し、活用する。

- ① 岩瀬キャンパスの整備に伴い、初等・中等教育支援室と共に危機管理マニュアル等を更新する。
- ② 児童が「安心」「安全」に生活できるよう初等・中等教育支援室、警備室と連携し、防犯・防災を徹底する。
- ③ 日常的に校舎等の安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- ④ 日常的に登下校指導を行い、登下校の安全に努める。
- ⑤ 緊急時に対応できるよう研修や訓練を計画的に実施するとともに、必要に応じて危機管理マニュアル等を更新する。

2-5 学校防災計画を作成し、適切に実施する。

- ① 防災管理を意識した消防計画を整備し、防災訓練等を通じて有事における基本行動の周知を行い、岩瀬キャンパス全体の安全確保に努める。
- ② 必要に応じて消防署や警察署等関係機関と連携を図り、状況に応じた防災対策に適応する。
- ③ 各家庭にも防災意識を高める様情報を提供し、災害時における基本行動の徹底を図る。

3. キャリア教育（進路指導）

3-1 初等部全体として組織的にキャリア教育（進路指導）に取り組む。

- ① 児童の発達段階を考慮して、学年に応じて教科等との連携を取りながら、キャリア教育の推進を図る。
- ② キャリア教育に関する体験的活動の充実を図るため、集団宿泊体験等の教育課程に内容を位置付ける。
- ③ 勤労観・職業観の育成につながる体験的な学習の取り組み、事例等の情報収集を行う。
- ④ 児童が自分の将来を考える機会として、様々な教科等のつながりを意識し、体系的・系統的な指導にあたる。
- ⑤ キャリア教育推進に関して、必要に応じて保護者、中・高等部、大学との連携を図る。

3-2 児童一人ひとりの理解を深めるために必要な資料や、進路情報を適切に収集し、活用するとともに、進路相談（キャリア・カウンセリング）を適切に実施する。

- ① 児童の学習状況を把握するために、校内で実施した模試などの資料の活用を図る。
- ② 中学受験の希望校や進学先等の情報を、進路指導場面等において積極的に活用する。
- ③ 児童の進学や進路のニーズを把握し、支援の内容や方法について、本人や保護者と共通理解を図る。
- ④ 進路進学相談室を中学受験や将来の職業（キャリア）について考える場として活用する。
- ⑤ 児童が進路進学相談室を積極的に活用できるよう、レイアウトや資料等について改善していく。

4. 児童の受け入れ（入試広報活動）

4-1 初等部の教育活動について、説明会の実施、学校案内の配付、ホームページの活用など、多様な媒体を用いてわかりやすく提供する。

- ① 積極的な広報活動を展開するとともに、情報収集能力を高めていく。
- ② 入学希望家庭への授業参観、施設見学、個別相談会等を積極的に進めていく。
- ③ 初等部のよさを伝えるために、情報フェアや学校紹介、オープンスクール等の実施方法や内容を工夫し、更なる募集力向上につなげる。
- ④ ホームページの内容やレイアウトをよりわかりやすいように更新していく。
- ⑤ 学校案内や募集要項についても様々な視点から改善していく。
- ⑥ 園や幼児教室、塾との信頼関係を深め、初等部の良さや魅力を積極的に伝えていく。
- ⑦ 学校紹介等の申し込み方法をWEBにするなどWEBを積極的に活用していく。

4-2 入学試験を公正かつ適切に行うとともに、入学定員及び収容定員に沿って在籍児童を適切に確保する。

- ① 公正、公明な信頼される入学試験を実施するとともに、そのための様々なチェック体制を万全とする。
- ② 毎年、入学定員の確保を実現できるよう努める。

5. 研修・研究（資質向上の取組）

5-1 授業研究を継続的に実施することを通じて授業改善に取り組むとともに、校内研修・校外研修の課題を適切に設定し、実施することで教員の資質・能力の向上を図る。

- ① 部長や次長による日常的な授業観察と、授業改善に結び付く指導・助言を積極的に行っていく。
- ② 積極的に授業公開を実施することにより授業改善、授業の質の向上に結びつける。
- ③ 授業改善主任を中心に、「授業改善・教育課程委員会」の機能を働かせ、日常的な授業改善・教育課程の改善に努める。
- ④ 計画的な授業研究会、授業や教育課程の改善に関する研修会を実施する。
- ⑤ メンターチーム等を中心とした自発的な研究授業を行い、授業改善に結びつける。
- ⑥ 教員としての資質・能力を高めていくための校内研修を充実させるとともに、必要な校外研修に取り組めるようにしていく。
- ⑦ 研修に関する情報を共有し、研修で学んだことや情報を全体で共有できるようにしていく。
- ⑧ 長期休業中などに、授業研究やそれに伴う専門的な立場からの指導の様子の録画をもとにメンターチーム等で研修を行う。

6. 保護者・地域社会等との連携

6-1 保護者が初等部に協力できる体制（教育ボランティア等）を整える。

- ① 学校行事などにおいて、保護者ボランティアが積極的に協力できる体制づくりを進める。
- ② 保護者会などにおいて、初等部の教育について保護者の理解と協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて参加できる体制づくりを図っていく。

6-2 児童・保護者の初等部への満足度や要望を把握するための取組を行うとともに、教育相談体制を整備し、児童・保護者から寄せられた具体的な意見や要望に、適切に対応する。

- ① 教員を対象とした内部評価とともに、必要に応じて児童保護者を含む関係者評価を実施し、学校経営と運営についてのPDCAサイクルの確立と不断の見直しに努める。
- ② 年間の保護者会、前・後期面談を通して保護者からの教育相談、要望等を把握し、必要な改善を行う。

6-3 学校便りや学級便りの発行など、保護者を対象とした情報の伝達・公開を適切に行う。

- ① 日頃の教育活動を理解してもらうため、学校全体、学年ごとに便りを定期的に発行する。
- ② 学校行事（入学式、運動会、みどり祭、学習発表会、卒業式など）実施については、行事ごとに前以て保護者に書面等で知らせる。
- ③ 宿泊体験、修学旅行、遠足等の行事については、活動内容や費用等を前以て保護者に書面等で知らせる。
- ④ 緊急性を要する場合のみならず、必要に応じて「はやぶさメール」（学校メール）にて保護者に情報を伝える。

6-4 地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源を活用する。

- ① 地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源を授業等の中で活用するとともに、鎌倉市との連携における教育資源も積極的に活用していく。
- ② 地域の文化財、伝統行事などの中で、初等部として有意義にかかわることのできるものを見付け、生活科や総合的な学習の時間等において、活用していく。

7. 管理運営（組織運営・教育環境整備・事務支援体制）

7-1 部長（校長）など管理職は、適切にリーダーシップを発揮し、他の教職員から信頼を得る。

- ① 年度初めに部長より、中期計画の当年度に関する事業計画等を提示し、教職員に周知する。
- ② 「教育活動目標報告書」の作成に当たっては、部長が職員との面談を行い、適切な指導、助言を行う。
- ③ 部長は日常的にそれぞれの教職員の授業等に助言し、授業力やキャリアステージの向上に努める。
- ④ 部長は児童指導や学級経営、教科等経営について実践的な助言を日常的に行い、職員間で共有していく。
- ⑤ 部長は教職員の健康管理に十分配慮し、年次休暇等が取れるよう努める。

- ⑥ よりよい組織とするため、部長は業務の見直しをはじめ、年度途中であっても組織の改善に努める。

7-2 校務分掌や主任制を適切に機能させ、組織的な運営・責任体制を整備するとともに、職員会議等を学校運営において有効に機能させる。

- ① 部長、次長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、入試広報主任、研究研修主任、授業改善主任、学年主任から成る「拡大運営推進委員会」の円滑な運営と経営に取り組む。
- ② 「職員会議」の前に「拡大運営推進委員会」を行い、予め会議内容等を調整するとともに、早急に検討しなければならない重要事項について話し合う。
- ③ 定例として毎月1回（月末）、中・長期的展望のもと、先の教育活動を視野に入れて、「職員会議」を行う。

7-3 多様な学習内容・学習形態などに対応した施設・設備を整備し、適切に活用する。

- ① 岩瀬キャンパスがリニューアルされ、施設が拡充したことをもとに、多様な学習内容、学習形態に対応できるよう教育環境を整えていく。
- ② リニューアルされた施設・設備等が効果的に活用できるよう、必要な教育課程の改善を計画的に実施していく。

7-4 施設・設備の安全・維持管理のための点検及び整備を行う。

- ① 年次、月次、日常の点検による施設設備の安全管理を行う。
- ② 児童がより快適な環境で学校生活を送れるよう、施設整備の中期計画を見直し、環境整備を行う。

7-5 初等部の教育活動における支援を適切に行う。

- ① 日常業務における事務支援体制全体の強化を図る。
- ② パンや弁当注文等昼食の発注について、最適なサービスを最小限の労力で提供できるよう、初等部や総務部等関係部門と検討しながら運用を継続する。
- ③ 初等部の入試・広報活動の支援を行う。

鎌倉女子大学幼稚部 中期計画（2023-2027）

1. 教育活動

1-1 教育課程の実施に必要な年間の指導計画や週案などを適切に作成するとともに、教育週数、1日の教育時間を適切に確保する。

- ① 年間指導計画や週案は、学年間で十分に検討して作成するとともに、計画の内容を全教職員が把握し、連携して保育にあたる。
- ② 週案作成の際、学年ごとに前週を振り返り、次週に生かしていく。
- ③ 幼稚園教育要領の基準を踏まえつつ、地域の実情や幼児の実態を考慮した、無理のない教育週数、教育時間の中で保育を行う。

1-2 幼稚園教育要領の内容や学則にのっとり、幼稚部全体として、園児の発達段階に即した指導を適切に行う。

- ① 幼稚園教育要領で示されている「就学前までに育てたい姿」を、学期ごとの教育課程見直しの際に意識して取り上げるようにし、指導内容に生かしていく。
- ② 全教職員が園児の発達段階を理解する機会を、意識的に設け、園児の実態に即した指導を適切に行う。

1-3 日々の保育において遊具・用具の活用を図る。

- ① 書籍や研修などを通して、全教職員で遊具・用具の活用方法を学び、保育のなかに生かしていく。
- ② 他園の遊具・用具の活用の様子を把握し、参考にしていく。

1-4 園行事を適切な管理体制及び教職員全体の協力体制の下に実施する。

- ① 園行事を通じて、子どもが「自分で考える、自分から動く」「打ち込む活動（遊び）を持つ」「人と親しみ、人と力を合わせる」ことのできるように計画する。
- ② 怪我や事故のないように、幼児の動きを十分に配慮するとともに、感染症対策を考慮した内容を、園行事の計画のなかに盛り込んで行事を行う。
- ③ 保護者も参加する園行事の際は、地震等の災害時の保護者の動きも想定して実施する。

1-5 併設校3部の連携・協力のための取組を行う。

- ① 初等部、中・高等部との連携を丁寧に取り、様々な取組みが、互いに有意義なものとなるように計画する。
- ② 初等部、中・高等部との連携による取組を実施する際は、教員同士の事前の打ち合わせを十分に行う。
- ③ 幼稚部の保護者が、初等部の教育を理解できる機会を積極的に作っていく。

1-6 鎌倉女子大学・鎌倉女子大学大学院・鎌倉女子大学短期大学部との連携に関する取組を行う。

- ① 園内研修に、大学の教員を招聘し、指導を受ける機会を増やし、幼稚部の教育をより充実したものにする。

2. 保健管理・安全管理

2-1 法定の学校保健計画を作成し、園児の保健管理、保健教育を適切に実施する。

(幼稚部)

- ① 学校保健計画に基づき、日常の保健管理を適切に行う。
- ② 保健センターと連携を取り合い、感染予防、疾病予防、健康診断を適切に行う。
- ③ 家庭と連携を取りながら、園児の日々の健康観察を細やかに行う。
- ④ 園児の健康と成長を考えた食育を、日々の保育の中で行う。
- ⑤ 保育の場面では、担任とフリー教員の打ち合わせをしっかりと行い、より多くの目で子どもの安全を見ていく。
- ⑥ 必要に応じて研修を受け、安全についての意識を、全職員で高めていく。

(保健センター)

- ① 学校保健計画に基づき、幼稚部と連携して保健管理・保健教育を適切に実施する。
- ② 欠席状況、日常の健康観察、環境の整備を適切に行い、感染症の流行防止に努める。
- ③ 健康診断と事後措置を適切に行い、疾病や異常の早期発見と治療を目指す。
- ④ 担任と連携を図り、園児の実態に即した保健指導を実施する。

2-2 法定の学校安全計画を作成し、適切に実施するとともに、園事故や不審者の侵入等の緊急事態発生時に適切に対応できる危機管理マニュアル等を作成し、活用する。

- ① 遊具や用具の安全点検を日々行い、安全に十分留意した保育を行う。
- ② 危険な状況を想定して保育計画を作り、教職員の動きを訓練しておく。

- ③ 子どもの活動意欲は大切にしながらも、安全に留意した保育体制が取れるように、保育前の打ち合わせや、保育後の反省を十分に行う。

2-3 学校防災計画を作成し、適切に実施する。

- ① 防災管理を意識した消防計画を整備し、防災訓練等を通じて有事における基本行動の周知を行い、岩瀬キャンパス全体の安全確保に努める。
- ② 必要に応じて消防署や警察署等関係機関と連携を図り、状況に応じた防災対策に適応する。
- ③ 各家庭にも防災意識を高める様情報を提供し、災害時における基本行動の徹底を図る。

3. 園児の受け入れ（入試広報活動）

3-1 幼稚部の教育活動について、説明会の実施、園案内の配付、ホームページの活用など、多様な媒体を用いてわかりやすく提供する。

- ① ホームページの効力を最大限に生かし、内容を工夫し、幼稚部の教育活動をタイムリーに更新していく。
- ② 園案内等を用いて、幼稚部の教育活動や幼稚部の魅力をより分かりやすく伝えていく。

3-2 入園検定を公正かつ適切に行うとともに、入園定員及び収容定員に沿って在籍園児を適切に確保する。

- ① 園児募集の方法、入園検定の在り方を、全教職員で確認し、同じ方針で進めていく。

4. 研修・研究（資質向上の取組）

4-1 保育研究を継続的に実施することを通じて指導改善に取り組むとともに、園内研修・園外研修の課題を適切に設定し、実施することで教員の資質・能力の向上を図る。

- ① 園内研究の内容や在り方を工夫するとともに、学び合ったことを全教員で共有していく。
- ② 保育の振り返りで出た課題を園内研修のテーマとし、全教員で学びあって、より良い方向を見出していく。
- ③ 園内研修には、可能な限り大学の教員にも参加して頂き、研修内容を深めていく。
- ④ 園外研修には、誰もが積極的に参加しやすくなるような環境をつくり、研修で学んだことは、全教員で共有する。

- ⑤ 長期休業期間は、園外研修の機会が多くあるため、より多くの教職員が様々な研修に参加できる体制を整える。

5. 保護者・地域社会等との連携

5-1 保護者が初等部に協力できる体制（教育ボランティア等）を整える。

- ① 「みんなで育てあう幼稚園」「開かれた幼稚園」をスローガンとし、無理なく保護者の協力を得られる体制を整える。
- ② 卒園後も協力を得られる保護者を「卒園ボランティア」とし、その存在があることを、積極的に知らせて、参加しやすい雰囲気をつくっていく。
- ③ コロナ禍収束後、「父の会」を再開し、父親が無理なく楽しく活動できる機会をつくっていく。

5-2 保護者の幼稚部への満足度や要望を把握するための取組を行うとともに、教育相談体制を整備し、保護者から寄せられた具体的な意見や要望に、適切に対応する。

- ① アンケートや面談、懇談等を必要に応じて実施し、保護者の思いや要望を適切に把握して対応する。
- ② 保護者からの要望や意見には真摯に対応し、改善できることがあれば、即実行し、できないことがあれば、納得が得られるまで丁寧に向き合う。

5-3 園便りや学級便りの発行など、保護者を対象とした情報の伝達・公開を適切に行う。

- ① 「幼稚部だより」「学年だより」「クラスだより」「園長からのお知らせ」等を、必要に応じて発行し、園教育の内容や、お知らせ、お願いなどを、正確に発信する。
- ② 忙しい保護者にも、読んでいただけるように、写真を活用するなど、読みやすい便りづくりを工夫していく。
- ③ メールを効果的に活用し、保護者への情報・伝達を行う。

5-4 預かり保育の受入れ体制を十分に整えるとともに、預かり保育の実施について、幼稚部の目的、教育課程との関連、園児の負担、家庭との連携等への配慮を適切に行う。

- ① 預かり保育が、保護者にとっても、幼児にとっても安心できる場となるようにする。
- ② 預かり保育を担当してもらう時には、クラス担任と連携をして、一人一人の状況を細やかに把握したうえで、預かり保育に臨んでもらう。
- ③ 預ける時間が、その子にとって、無理のないものとなるよう、母親とも連携しながら進めていく。

- ④ 長期休みの期間も預かる体制をつくり、働いている方も、安心して預けることができるようにする。

5-5 地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源を活用する。

- ① 地域の施設に積極的に出かける機会を作れるよう、保育計画のなかに盛り込み、実施していく。
- ② コロナ禍収束後、「みらいふる鎌倉」の高齢者との交流が、子どもたちにとってより有意義な機会となるように工夫する。
- ③ 保育後の時間を有効に使い、教職員同士で、周辺地域の環境について調べ、地域の環境等をより良い形で保育に取り入れていく。

6. 管理運営（組織運営・教育環境整備・事務支援体制）

6-1 部長（園長）など管理職は、適切にリーダーシップを発揮し、他の教職員から信頼を得る。

- ① 全教職員が互いを思いやりあいながら、楽しく意欲的に責任をもって勤務できるように、部長は、次長と共に率先して温かい職場の環境をつくる。
- ② 教職員が同じ思いで、幼稚部の教育に情熱を傾けられるように、部長は、率先してモデルとなる。
- ③ 「教育活動目標報告書」の作成の際には、部長が適切な指導、助言を行い、全教員が、確実な目標をもって計画的に教育活動に当たる。
- ④ 部長と次長は、学年全体の保育の質が高まるよう、学年リーダーをしっかりと支えていく。
- ⑤ 助言が必要な教員に対しては、良さを認めながらも必要に応じて指導を行い、支えていく。

6-2 園務分掌や主任制を適切に機能させ、組織的な運営・責任体制を整備するとともに、職員会議等を園運営において有効に機能させる。

- ① 全職員が報告、連絡、相談を守り合って、園務がスムーズに遂行できるようにする。
- ② 教職員一人ひとりが、自分に与えられた園務について責任を持って行うとともに、期日を守りあうことを徹底する。
- ③ 学期初めや、大きな行事前、その他必要に応じて、職員会議を開催し、教職員が同じ思いを持って園務に取り組んでいく。

6-3 保育内容・生活環境などに対応した施設・設備を整備し、活用等を適切に活用する。

- ① 改修された施設の効果的な使い方について、全教職員で知恵を出し合い、工夫を重ねていく。
- ② 既存の施設・設備の安全点検を定期的に行い、必要に応じて修理を行って、適切に使っていく。

6-4 施設・設備の安全・維持管理のための点検及び整備を行う。

- ① 年次、月次、日常の点検による施設設備の安全管理を行う。
- ② 園児がより快適な環境で学校生活を送れるよう、施設整備の中期計画を見直し、環境整備を行う。

6-5 幼稚部の教育活動における支援を適切に行う。

- ① 日常業務における事務支援体制全体の強化を図る。
- ② 通園バスの有効活用について、送迎のための運行ルートや行事での利用等を検討し、可能な限り有効活用できる方策を実施する。
- ③ 幼稚部の入試・広報活動の支援を行う。